

県民の皆様からいただいた「森林環境税」により 森林環境保全基金事業 第2期計画に取り組んでいます

本県の78%を占める森林は、豊かな水を育むとともに、
県土を保全する重要な役割を持っています。

山くずれや洪水などを
防止する働き

豊かな水をたくわえ、
供給する働き

生活環境や生物
多様性を守る働き

地球温暖化を
防止する働き

自然に親しみ、自然の大切さを
学ぶ場としての働き

木材などを
生産する働き



●森林環境税（平成24年度導入）

法人

均等割額の**5%**

●県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等

個人

年額**500円**

●県内に住所がある方
●県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方

●事業計画期間

第1期（平成24～28年度）
第2期（平成29～33年度）

※荒廃森林を概ね20年程度で整備
（施行後5年を目途に制度の点検・見直しを実施します）



元気な森林に再生します

森林環境税を活用した取り組み

1 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

- 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導しています。
- 草木や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・林内集積を実施しています。
- 伐採後に森林の状態に回復していない林地において、公益的機能の発揮を図るための広葉樹植栽を実施しています。

2 木材・木質バイオマスの利用促進

- 学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費の一部を助成しています。

3 社会全体で支える仕組み

- 教育機関等が、学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対する助成を行っています。

お問い合わせ

税を活用した事業について（※県では、森林環境税を活用した森林整備の現場見学会も開催しています。）

山梨県森林環境部森林環境総務課…………… 055-223-1634
中北林務環境事務所…………… 0551-23-3089
峡東林務環境事務所…………… 0553-20-2722

峡南林務環境事務所…………… 055-240-4168
富士・東部林務環境事務所…………… 0554-45-7813

税の仕組みについて

山梨県総務部税務課…………… 055-223-1387

やまなし森林環境税

検索